

石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油ガス分）

平成30年度予算額 **0.1億円（0.1億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油ガス輸入業者には、商業用在庫を上回る水準（基準備蓄量）の石油ガス在庫を保持する義務（民間備蓄義務）が課せられています。
- 石油ガス輸入業者が当該義務を履行すべく、商業用在庫を上回る基準備蓄量を満たすために必要な石油ガス購入資金を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）から借入れる場合、その融資に係る利払いの一部につき、国が石油ガス輸入業者に利子補給を行います。

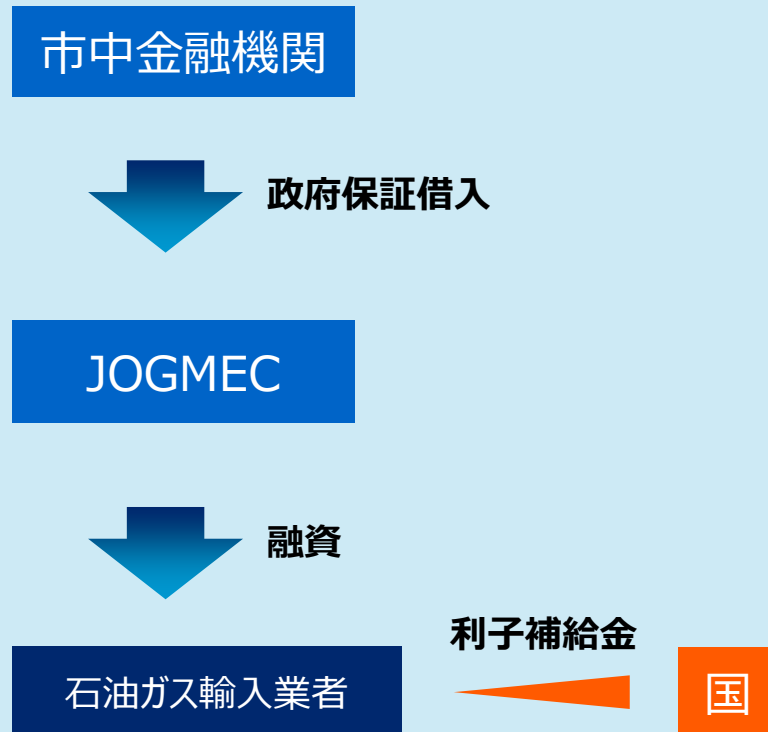
成果目標

- 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づいて、石油ガス輸入業者に課している民間備蓄義務の履行による負担を軽減し、適切な備蓄日数を維持することにより、我が国の石油ガスの安定供給確保を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



- JOGMECから石油ガス輸入業者向けの融資に係る利払いの一部につき、利子補給を行います。